

安平町森林整備計画の概要

市町村森林整備計画とは、国の「全国森林計画」、北海道の「地域森林計画」の内容を踏まえ、森林法の規定に基づく民有林(国有林含まない)を町が5年ごとに作成する10年を一期とする計画であり、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想（マスタープラン）となる計画です。

地域にもっとも密着した行政主体である町が、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、北海道や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、森林整備を推進することを目的とするものです。

● 主な計画事項

- ・ 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項
- ・ 立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項
- ・ 造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項
- ・ 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
- ・ 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法
その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- ・ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
- ・ 森林施業の共同化の促進に関する事項
- ・ 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
- ・ 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
- ・ 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- ・ 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- ・ 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- ・ その他森林の整備のために必要な事項

● 森林計画の位置づけ

